

青森県報

号外第二十九号

平成二十三年
三月三十日
(水曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則七 〇 (給料等の支給) の一部を改正する規則	(職員課) … 一
人事委員会規則七 二七 (警察職員の特種勤務手当) の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則七 五一 (へき手当等) の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則	(同) … 二
人事委員会規則七 八〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する規則	(同) … 三
人事委員会規則七 一一一 (特種勤務手当等) の一部を改正する規則	(同) … 四
人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を改正する規則	(同) … 四
人事委員会規則一三 九 (職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則	(同) … 五

人事委員会

人事委員会規則七 〇 (給料等の支給) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 〇 (給料等の支給) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 〇 (給料等の支給) の一部を次のように改正する。
第十二条の二を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 二七 (警察職員の特種勤務手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二七 (警察職員の特種勤務手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 二七 (警察職員の特種勤務手当) の一部を次のように改正する。
第二条第七項第三号中「生活環境課」を「保安課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表級別標準職務表一級の項中「定型的な業務を行う」を「主事又は技師の」に改め、同表二級の項中「行う」の下に「主事又は技師の」を加え、同表三級の項を次のように改める。

三級	主査の職務
----	-------

別表第一の行政職給料表級別標準職務表四級の項中「3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務」を削り、同表五級の項中「3 困難な総括的業務を処理する職務」を削り、同表六級の項中「副参事」を「本庁の課長代理又は副参事」に改める。

別表第一の警察職給料表級別標準職務表六級の項中「困難な専門的業務を処理する」を「専門的業務を処理する調査官の」に改める。

別表第一の研究職給料表級別標準職務表一級の項中「相当高度の知識経験を必要とする補助的研究を行う」を「技師の」に改め、同表二級の項及び三級の項を次のように改める。

二級	主任研究員の職務
三級	試験研究機関の部の長の職務

別表第一の研究職給料表級別標準職務表四級の項中「特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う」を「研究管理官の」に改める。

別表第一の医療職給料表（一）級別標準職務表一級の項中「医療業務を行う」を「技師の」に改める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。
別表第一の小学校の表中

「おおぞら小学校 三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三三」

を「おおぞら小学校 三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三三」

「第二川内小学校 むつ市川内町立越四の一七」

を「おおぞら小学校 三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三三」

「東栄小学校 東津軽郡平内町大字外童子字葛派平八の三」

を「東津軽郡平内町大字外童子字葛派平八の三」

「平館小学校 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一」

を「東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一」

「南金沢小学校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間七の四」

を「西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間七の四」

「平館小学校 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一」

を「東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一」

「尾駮小学校 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八〇」

を「上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八〇」

「尾駮小学校 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附九六八」

を「上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附九六八」

「上郷小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「川代小学校 三戸郡新郷村大字戸来字後川原二の二」

を「三戸郡新郷村大字戸来字後川原二の二」

「上郷小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢小学校 三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

を「三戸郡田子町大字山口字道前一の二」

「脇野沢中学校」むつ市脇野沢瀬野川目八五の二」に改める。
別表第二の小学校の表中

「奥入瀬小学校」十和田市大字法量字尻貝下三七

「奥内小学校」むつ市大字奥内字中野四〇

「第一川内小学校」むつ市川内町熊ヶ平一の三

「奥内小学校」むつ市大字奥内字中野四〇

「川内小学校」むつ市川内町休所五の一

「三厩小学校」東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一

「建石小学校」西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字島田一四六

「三厩小学校」東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一

「清水頭小学校」三戸郡田子町大字田子字清水頭一八

「金山沢小学校」三戸郡階上町大字金山沢字大畑一六

「清水頭小学校」三戸郡田子町大字田子字清水頭一八」に改める。
別表第三の小学校の表中

「赤石小学校」西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字山岸八七

「有畑小学校」上北郡横浜町字苗代川目一四

「有畑小学校」上北郡横浜町字苗代川目一四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「医師確保対策監」を「医師確保対策監」に改め、
「観光局長」を削り、「本庁部次長」を「本庁部次長」に、「環境再生調整
監」を「観光国際戦略局長」に、「地域県民局の
部長（区分六類のものを除く。）」を「地域県民局の部長（区分六類のものを除く。）
に、「チームリーダー」を「チームリーダー」に改め、「地域県民局地域健康福
健康福祉部福祉こども総室長」を「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長」
に改め、「鉄道管理事務所長」を削り、「地域県民局地域整備部次長」の下に
「（職務の級行政職給料表七級のものを限る。）」を加え、「あすなる医療療育セン
ター次長（医療職給料表（一）を適用されるものに限る。）」を削り、「地域県民局地域
農林水産部家畜保健衛生所長」の下に「（区分六類のものを除く。）」を加え、
「副
「本庁課長代理
副参事
木工事検査監」を「知事秘書」に改め、「りんご生産指導監」を削り、「農村
整備調整監」を「農村整備調整監」に改め、
「鉄道管理事務所次長」、「（区分七類のものを除く。）」及び「美術館の課の長」
を削り、同表人事委員会の事務部局の項中「副参事 九類」を削り、同表教育委員
会の事務部局の項中「近代文学館長」を削り、
「本庁課長代理
学校教育課特別支援教育推進室長」
を「副参事
に改め、同表警察の項中「総務事務推進室長」

を削り、「会計官」を「会計官 調整指導官」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「六月に支給する場合には百分の八十七以上百分の百四十」を「百分の八十三・五以上百分の百三十五」に、「百分の百十以上百分の百七十五以下」、十二月に支給する場合には百分の八十一以上百分の百三十以下(特定幹部職員にあつては、百分の百十以上百分の百七十五)を「百分の百九・五以上百分の百七十五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の七十七以上百分の八十七」を「百分の七十四以上百分の八十三・五」に、「百分の九十七以上百分の百十未満」、十二月に支給する場合には百分の七十一・五以上百分の八十一未満(特定幹部職員にあつては、百分の九十七以上百分の百十)を「百分の九十七以上百分の百九・五」に改め、同項第三号中「六月に支給する場合には百分の六十七」を「百分の六十四・五」に改め、「十二月に支給する場合には百分の六十七」を「百分の六十四・五」に改め、「十二月に支給する場合には百分の六十二未満(特定幹部職員にあつては、百分の六十二)」(特定幹部職員にあつては、百分の八十四・五)を削り、同項第四号中「六月に支給する場合には百分の六十七」を「百分の六十四・五」に改め、「十二月に支給する場合には百分の六十七」を「百分の六十七」を「百分の六十四・五」に改め、「十二月に支給する場合には百分の六十七」を「百分の六十七」を「百分の六十二」と改める。

第十四条の二第一項第一号中「六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五超」、十二月に支給する場合には百分の

分の三十超(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を「百分の四十二・五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十一・五」に、「百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五未満)、十二月に支給する場合には百分の三十未満(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を「百分の四十二・五」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。別表第一中

「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所」	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二	を
「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所」	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二	に改める。
「畜産課職員六ヶ所村駐在」	上北郡六ヶ所村大字平沼字田面木二七二	を

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「二年」を「百八十日」に改める。

第十二条第一項第二十号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行ない、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十二条第一項第二十二号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等実際に」に改める。

第十三条の見出しを「(学校職員の特例)」に改め、同条中「第十一条及び第十二条」を「第十二条第一項第十号」に、「別表第四の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句」を「除く。」とあるのは「除く。」。

ただし、任命権者は、産後八週間を経過してなお職務に従事することができない状態にある女性職員が申し出た場合において医師の証明に基づき必要と認める期間について、さらに休暇を承認することができるものとす。「」に改める。

別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十一号の休暇については、この規則

による改正後の人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十一号の休暇として使用されたものとみなす。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「第二条、第二条の二、」を加え、「及び第十二条」を「第十二条及び第二十三条」に改める。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(非常勤職員の育児休業)

第二条 条例第二条第三号イ③の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第三条 条例第二条の二第三号口の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の二第三号口に規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号口に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を

養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居し

ないこととなった場合

工 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である

場合又は産後八週間を経過しない場合

第六条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の部分休業）

第七条 条例第二十三条第二号口の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭